

広島県監査委員訓令第1号

本 庁

広島県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年四月一日

広島県代表監査委員 川 上 俊 幸

広島県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

広島県監査委員事務局処務規程（昭和四十四年広島県監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前																							
<p>（事務局長、合同総務課長、監査統括監及び監査管理監の専決事項）</p> <p>第五条 事務局長、合同総務課長、監査統括監及び監査管理監は、所掌事務に関して、それぞれ別表第一に掲げる事項について、専決することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 技術監査監、参事、主幹及び主査は、合同総務課長、監査統括監及び監査管理監の専決事項のうち、合同総務課長、監査統括監及び監査管理監が、事務局長の承認を得て指定するものについて、専決することができる。</p>																									
<p>（代理決裁）</p> <p>第六条 （略）</p>																									
<table border="1"> <tr> <th>決裁区分</th> <th>第一順位者</th> <th>第二順位者</th> </tr> <tr> <td>事務局長</td> <td>次長</td> <td>合同総務課長 監査統括監 監査管理監</td> </tr> <tr> <td>次長</td> <td>合同総務課長 監査統括監 監査管理監</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>合同総務課長 監査統括監 監査管理監</td> <td>合同総務課長 監査統括監又は 監査管理監 があらかじめ 指名する職員</td> <td>（略）</td> </tr> </table>	決裁区分	第一順位者	第二順位者	事務局長	次長	合同総務課長 監査統括監 監査管理監	次長	合同総務課長 監査統括監 監査管理監	（略）	合同総務課長 監査統括監 監査管理監	合同総務課長 監査統括監又は 監査管理監 があらかじめ 指名する職員	（略）	<table border="1"> <tr> <th>決裁区分</th> <th>第一順位者</th> <th>第二順位者</th> </tr> <tr> <td>事務局長</td> <td>次長</td> <td>合同総務課長 監査統括監 監査管理監</td> </tr> <tr> <td>次長</td> <td>合同総務課長 監査統括監 監査管理監</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>合同総務課長 監査統括監 監査管理監</td> <td>合同総務課長 監査統括監又は 監査管理監 があらかじめ 指名する職員</td> <td>（略）</td> </tr> </table>	決裁区分	第一順位者	第二順位者	事務局長	次長	合同総務課長 監査統括監 監査管理監	次長	合同総務課長 監査統括監 監査管理監	（略）	合同総務課長 監査統括監 監査管理監	合同総務課長 監査統括監又は 監査管理監 があらかじめ 指名する職員	（略）
決裁区分	第一順位者	第二順位者																							
事務局長	次長	合同総務課長 監査統括監 監査管理監																							
次長	合同総務課長 監査統括監 監査管理監	（略）																							
合同総務課長 監査統括監 監査管理監	合同総務課長 監査統括監又は 監査管理監 があらかじめ 指名する職員	（略）																							
決裁区分	第一順位者	第二順位者																							
事務局長	次長	合同総務課長 監査統括監 監査管理監																							
次長	合同総務課長 監査統括監 監査管理監	（略）																							
合同総務課長 監査統括監 監査管理監	合同総務課長 監査統括監又は 監査管理監 があらかじめ 指名する職員	（略）																							
<p>（合議）</p> <p>第二十四条 合同総務課長、監査統括監又は監査管理監の分掌事務に係るある事案は、合同総務課長、監査統括監又は監査管理監の意思決定を経てから、原則として合同総務課長、監査統括監又は監査管理監に合議しなければならない。</p> <p>2 合議した事案が、当初の起案の趣旨と異なつて決裁されたとき、又は廃案になつたとき</p>																									
<p>（合議）</p> <p>第二十四条 合同総務課長、監査総括監又は監査管理監の分掌事務に係るある事案は、合同総務課長、監査総括監又は監査管理監の意思決定を経てから、原則として合同総務課長、監査総括監又は監査管理監に合議しなければならない。</p> <p>2 合議した事案が、当初の起案の趣旨と異なつて決裁されたとき、又は廃案になつたとき</p>																									

は、起案者は、合議した合同総務課長、監査統括監又は監査管理監にその旨を通知しなければならぬ。

(文書等の保管)

第三十二条 事案の処理が完結した文書等(電子文書を除く。以下「完結文書」という。)で保存年限の満了しないものは、原則として、当該事案の処理が完結した日の属する会計年度の翌会計年度の終了の日までの間(電磁的記録にあつては、保存年限が満了する日までの間とする。)、合同総務課長、監査統括監又は監査管理監において適切に保管管理するものとする。

(合同総務課長への引継ぎ)

第三十四条 監査統括監及び監査管理監は、第三十二条に定める期間を経過した完結文書を速やかに合同総務課長に引き継がなければならない。ただし、常時使用するなど特別な理由がある場合で、合同総務課長の承認を得たものについては、引き続き監査統括監又は監査管理監において保管することができる。

2 (略)

(書庫への収蔵等)

第三十五条 合同総務課長は、前条の規定により完結文書の引継ぎを受けたときは、当該完結文書の整理の適否を審査し、適当と認めるものについては、速やかに書庫に収蔵し、適当でないものについては、監査統括監又は監査管理監に適正な整理に改めさせた後、書庫に収蔵しなければならない。

(文書等の廃棄)

第三十七条 完結文書(第十一条の四第二項の規定により決定された保存年限が三十年である完結文書(第四項において「三十年保存文書」という。)を除く。)の保存年限が満了したときは、書庫に収蔵したものにあっては合同総務課長において、その他のものにあつては監査統括監又は監査管理監において廃棄するものとする。

2 (略)

3 合同総務課長、監査統括監及び監査管理監は、第一項の規定により廃棄しようとする文書等(以下「廃棄予定文書」という。)のうち県に関する歴史的資料として重要と認められるものについては、広島県立文書館(以下「文書館」という。)の長(以下「文書館長」という。)に申し出て、文書館で保存することの適否について文書館長の審査を受けるものとする。

4 (略)

は、起案者は、合議した合同総務課長、監査統括監又は監査管理監にその旨を通知しなければならぬ。

(文書等の保管)

第三十二条 事案の処理が完結した文書等(電子文書を除く。以下「完結文書」という。)で保存年限の満了しないものは、原則として、当該事案の処理が完結した日の属する会計年度の翌会計年度の終了の日までの間(電磁的記録にあつては、保存年限が満了する日までの間とする。)、合同総務課長、監査統括監又は監査管理監において適切に保管管理するものとする。

(合同総務課長への引継ぎ)

第三十四条 監査総括監及び監査管理監は、第三十二条に定める期間を経過した完結文書を速やかに合同総務課長に引き継がなければならない。ただし、常時使用するなど特別な理由がある場合で、合同総務課長の承認を得たものについては、引き続き監査総括監又は監査管理監において保管することができる。

2 (略)

(書庫への収蔵等)

第三十五条 合同総務課長は、前条の規定により完結文書の引継ぎを受けたときは、当該完結文書の整理の適否を審査し、適当と認めるものについては、速やかに書庫に収蔵し、適当でないものについては、監査総括監又は監査管理監に適正な整理に改めさせた後、書庫に収蔵しなければならない。

(文書等の廃棄)

第三十七条 完結文書(第十一条の四第二項の規定により決定された保存年限が三十年である完結文書(第四項において「三十年保存文書」という。)を除く。)の保存年限が満了したときは、書庫に収蔵したものにあっては合同総務課長において、その他のものにあつては監査総括監又は監査管理監において廃棄するものとする。

2 (略)

3 合同総務課長、監査総括監及び監査管理監は、第一項の規定により廃棄しようとする文書等(以下「廃棄予定文書」という。)のうち県に関する歴史的資料として重要と認められるものについては、広島県立文書館(以下「文書館」という。)の長(以下「文書館長」という。)に申し出て、文書館で保存することの適否について文書館長の審査を受けるものとする。

4 (略)

(保存年限の延長)
 第三十七条の二 前条第一項の規定にかかわらず、合同総務課長、監査統括監又は監査管理監は、次の各号に掲げる完結文書で保存年限が満了したものについては、当該各号に定める期間が経過する日までの間、当該完結文書を廃棄してはならない。この場合において、一の区分に該当する完結文書が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間、廃棄してはならない。

2・3 (略)

第三十八条 合同総務課長、監査統括監及び監査管理監は、前条の規定により廃棄する文書等(前条第四項の規定により文書館長に引き渡す廃棄予定文書を除く。)は、焼却、細断等適切な措置(電磁的記録については、磁気ディスク等に記録されている当該電磁的記録の消去)を講じた上で廃棄するものとする。

別表第一(第五条関係)

事務局長専決事項	合同総務課長専決事項	監査統括監・監査管理監専決事項
一 次長、合同総務課長、監査統括監及び監査管理監の職務専念義務の免除及び休暇の承認 二 次長、合同総務課長、監査統括監及び監査管理監の旅行命令及び報告の受理 三 (略) 四 非常勤職員(再任用職員を除く)の任免 五九 (略)	一—十四 (略)	一 職員(事務局長、次長、合同総務課長、監査統括監、監査管理監及び合同総務課職員を除く。第二号から第四号までについて同じ。)の時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務の命令 二—六 (略)

(保存年限の延長)
 第三十七条の二 前条第一項の規定にかかわらず、合同総務課長、監査総括監又は監査管理監は、次の各号に掲げる完結文書で保存年限が満了したものについては、当該各号に定める期間が経過する日までの間、当該完結文書を廃棄してはならない。この場合において、一の区分に該当する完結文書が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間、廃棄してはならない。

2・3 (略)

第三十八条 合同総務課長、監査総括監及び監査管理監は、前条の規定により廃棄する文書等(前条第四項の規定により文書館長に引き渡す廃棄予定文書を除く。)は、焼却、細断等適切な措置(電磁的記録については、磁気ディスク等に記録されている当該電磁的記録の消去)を講じた上で廃棄するものとする。

別表第一(第五条関係)

事務局長専決事項	合同総務課長専決事項	監査総括監・監査管理監専決事項
一 次長、合同総務課長、監査総括監及び監査管理監の職務専念義務の免除及び休暇の承認 二 次長、合同総務課長、監査総括監及び監査管理監の旅行命令及び報告の受理 三 (略) 四—八 (略)	一—十四 (略)	一 職員(事務局長、次長、合同総務課長、監査総括監、監査管理監及び合同総務課職員を除く。第二号から第四号までについて同じ。)の時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務の命令 二—六 (略)

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。